

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	令和 6 年度松阪市生活困窮者等就労支援事業運営協議会定例会
2. 開 催 日 時	令和 6 年 6 月 10 日（月）午前 10 時～午前 11 時 15 分
3. 開 催 場 所	松阪市殿町 1340 番地 1 松阪市役所 議会棟 2 階 第 3・第 4 委員会室
4. 出席者氏名	（委 員） 三重労働局職業安定部長（石川裕樹） 三重労働局訓練課長（市村京子） 松阪公共職業安定所所長（石橋利宣） 松阪公共職業安定所統括職業指導官（中川彰子） ◎松阪市福祉事務所長（谷中） 保護自立支援課長（原田） 保護担当監（岡本） こども局こども未来課長（加藤） ※◎会長 （事務局）保護自立支援課 生活サポート係（上村・平林） 以上 10 名
5. 公開及び非公開	公開
6. 傍 聴 者 数	0 人
7. 担 当	松阪市殿町 1340 番地 1 松阪市 健康福祉部 保護自立支援課 生活サポート係 担当者：上村、平林 電 話：0598 - 53 - 4670 F A X：0598 - 26 - 9113 e-mail：seikatsu@city.matsusaka.mie.jp

協議事項

1. 令和 5 年度「就労の広場 求職者相談コーナー」の実績について
2. 令和 6 年度事業実施計画（案）について
3. その他

議事録 別紙

令和 6 年度 松阪市生活困窮者等就労支援事業運営協議会定例会（概要）

日時：令和 6 年 6 月 10 日（月） 午前 10 時 00 分～午前 11 時 15 分

場所：松阪市役所 議会棟 2 階 第 3、第 4 委員会室

参加：松阪市福祉事務所所長 谷中 靖彦

三重労働局 職業安定部長 石川 裕樹、訓練課長 市村 京子

松阪公共職業安定所所長 石橋 利宣、統括職業指導官 中川 彰子

松阪市福祉事務所 保護自立支援課長 原田 純弥、保護担当監 岡本 良博

健康福祉部 こども局こども未来課長 加藤 知孝

就労の広場 就労ナビゲーター 山田 美香

生活相談支援センター 主任相談員 樋上 和志

（事務局）保護自立支援課 生活サポート係長 上村 言葉、係員 平林 太一

1. あいさつ

- ・会長あいさつ（福祉事務所所長）
- ・会長代理あいさつ（三重労働局 職業安定部長）

2. 自己紹介

3. 協議事項

（1）令和 5 年度「就労の広場 求職者相談コーナー」の実績について

【事務局 説明】

- ・支援対象者数は 140 人で、前年度(146 人)に比べて 95.9%、職業相談延べ件数は 1,360 件で、前年度(901 件)に比べて 150.9%と大きく増加した。
- ・職業紹介件数は年間 371 件で、前年度(402 件)に比べ 92.3%となったが、就職者数は年間 124 件(紹介就職 83 人、自己就職 41 人)で、前年度(116 人)に比べて 106.9%となった。
- ・就労支援対象者数は目標値 180 人以上に対し実績は 140 人と達成率 77.8%となった。就労者数は目標値 116 人以上に対し実績は 124 人で達成率 106.9%となった。
- ・外国人求職相談件数は、新規相談件数が 4 件で、相談件数は年間 112 件あり、国別の内訳は資料記載のとおり（フィリピン国籍の方が 94 人と多い）。

【委員からの意見】

- ・特になし。

【保護自立支援課（生活保護）…実績と現状の説明】

- ・年度末世帯数として 1,773 世帯、2,147 名となっている。
- ・保護世帯の類型区分でも高齢者世帯が 60%を超えている。
- ・その他が 242 世帯、13.6%、高齢者とその他の割合が高くなっている。

- ・ケースワーカー20人で1,773人を担当（1人平均88世帯）、対して査察指導員が4人でリーダー的な役割を担当している。
- ・昨年6月から新たに女性の就労支援相談支援員に来ていただいる。ハローワークと連携をとり、業務に取り組んでる。
- ・就労支援の延べ相談件数が155件、就労支援員、ケースワーカーとも連携を図っている。
- ・就労支援プログラムについて、ケースワーカーが就労可能な方を就労につなげていくということで、6月と10月、2月に選定会議で各ケースワーカーが、選出した方に対して、就労に向けた取り組みを進めている。
- ・令和5年度は、参加延べ人数が47名、ハローワークと協力して取り組んでいる。
- ・新規で候補となった方には、状況も確認し就労可能な方には、求職活動に前向きということで、支援要請を行っている。

【こども未来課…実績と現状の説明】

- ・ひとり親家庭に対する就労支援として、必要な資格や技能を身につけるため、教育訓練講座を受講修了した場合に、その費用の一部を助成する、ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金などを支給し支援を行っている。
- ・児童扶養手当の受給者に送付する現況届の通知書の中に、就労支援のチラシを入れて周知を図るとともに、離婚手続きに伴う児童扶養手当申請の際に就労に関する相談があった場合には、「就労の広場」を案内している。
- ・児童扶養手当の受給資格件数の推移。本年度につきましては1,456、平成29年度では1,602ということで、子供の数が年々減少している、去年5月の段階、0才児児童数が868人となっており、昨年から900を割っている。
- ・ひとり親家庭に対する就労支援（ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金）としては、必要な資格や技能を身につけるため、教育訓練講座を受講終了した場合に、その費用の一部を助成する技術支援や教育訓練給付金等を支給して支援を行っている。令和5年度の実績が11名。
- ・就労支援につなげる取り組みとして送付する現況手当の通知の中に、就労支援のチラシを入れて周知を図る。手続きに伴う児童扶養手当申請の際に、併せて相談があった場合には、就労の広場を案内している。

【保護自立支援課（生活困窮）…実績と現状の説明】

- ・生活困窮者自立相談支援事業について新規ケースの458名。継続件数5,343名、就労支援対象者58名。
- ・住宅確保給付金について、新型コロナ関係の施策が終了し実績は随分落ち着いている状態。今後、この数字があまり増えない。

【委員からの意見】

- ・新型コロナになって生活保護の保護率が減少し、生活困窮が急増しているという状況はどんな背景が？

- ・（保護自立支援課）新型コロナについて、いろいろな施策があり生活保護に結びつかなかったことによる。

協議事項(1)令和５年度「就労の広場 求職者相談コーナー」の実績について承認を求める。

< 異議なし 承認 >

3. 協議事業

(2)令和６年度事業実施計画（案）について

【事務局 説明】

1. 事業内容

(1)目的 (2)支援対象者 (3)業務内容 ①市が実施する事項 ②国が実施する事項

2. 業務運営体制 (1)体制 (2)業務取扱日及び時間 (3)運営管理 (4)設置場所

3. 事業目標について、支援対象者数 180 人以上、就労者数 123 人以上

今年度の変更点

- ・業務運営体制について、前年度から松阪市の異動に伴う所要の修正を行った。
- ・業務目標について就労者数が前年度 116 人以上から 7 人増の 123 人以上。

【松阪公共職業安定所 説明】

令和６年度 生活保護受給者等就労自立促進事業実施計画【案】について

1. 支援体制に関すること

(1)松阪市における支援体制 (2)松阪安定所における支援体制

2. 支援対象者毎の就労支援の役割分担、連携・協力の方法

(1)生活保護受給者の就労支援 (2)児童扶養手当受給者の就労支援

(3)住居確保給付金受給者の就労支援 (4)生活困窮者の就労支援

3. 令和５年度における目標

4. 就労意欲の喚起、職業能力の開発、向上及び雇用機会の確保のための具体策

【委員からの意見】

- ・就労支援対象者数の目標値が 180 人に対して昨年度実績 140 人達成率 77.8%と少し低いので、今年は 80%～90%達成できるようにお願いしたい。
- ・（保護自立支援課）生活保護は緊急を要するため、段階を踏んで数字に挙げる前に保護が決定してしまう。
- ・（保護自立支援課）新規の外国人の申請がすごく少ない。言葉の対応で大変だが今後伸ばしていけるところである。
- ・（保護自立支援課）保護受給者本人がなかなかこちらに足を向けていただくことが難しいケースが見受けられる。改めて何とか促していく。
- ・（こども未来課）児童扶養手当の就職活動について、ただ判をもらいに来るだけではなく、しっかり活動していくように誘導することを検討している。

協議事業(2)令和6年度事業実施計画(案)について承認を求める。

< 異議なし 承認 >

【生活相談支援センター、ハローワーク「就労の広場」より説明】

現在の相談窓口の様子、相談内容の傾向、日頃の連携方法、現場での課題などを生活相談支援センター、ハローワーク「就労の広場」より説明をおこなう。

【生活相談支援センター 説明】

- ・松阪市から、生活困窮者自立支援制度について各事業を受託している。

(本日の報告についての補足)

- ・外国籍の方について、生活困窮のシステムに国籍を入力する欄がない、はっきりとした数字は拾っていないが、868人中だいたい59人。割合としては6.8%程度。
- ・相談件数が、令和2年度コロナの時をピークに下がってきている、統計は取っていないがこのコロナ禍で、外国人労働者の方、自営業の方、ひとり親家庭の方がすごく増えたが、そのような方の相談が劇的に減ってきている。
- ・現在は、いわゆる8050世代の50世代、高齢の方で、子供や、親族と疎遠になっている方、知的障害とか発達障害の疑いはあるけれども、福祉サービスに繋がっていない方、こういう方が一定数相談に来ているという印象。
- ・相談が減っている理由として、令和4年度にコロナ関連の特例施策が軒並み終了していることが挙げられる。自立支援金、住居確保給付金で大幅に緩和されていた施策、松阪社協が行っている特例貸付の制度が令和4年に段階的になくなって、令和5年度からはコロナ関連施策が全くなかった中で、生活相談支援センターに相談に来る理由がなくなってしまったのが減っている理由。
- ・生活相談支援センターの困窮の数字とハローワークの数字に少しずれがある、これは毎月第4金曜日に開催される支援調整会議で認められてから計上するためずれが生じてしまう。
- ・生活相談支援センターでは住居確保給付金の方には、全員支援プランを作っている。センター側としては、住居確保給付金、生活困窮者で分けずに、数字を上げている。
- ・課題として、相談で来所し、その場でハローワークに繋いで、エントリーして就職決まってしまう。プランを作る前に就職が決定してしまうと就労自立促進事業の数字として計上できない。本人にとってはいいことだが、その辺をできるだけスピーディーにプラン作っていくのが課題になっている。

【ハローワーク「就労の広場」 説明】

- ・最近の相談者の傾向として、高齢者の相談が目立っている。
- ・相談件数が増える傾向、多重債務、年金で生活できない、ひとり親、一人暮らしの高齢者と家族など、生活困窮者に数えられていない限りなく困窮に近い方の相談がある。
- ・生活が回らない状況をうまく説明できない方、日本人や外国籍の方もある。
- ・今後は支援対象者の状況を、保護自立支援課のケースワーカー、就労支援員、生活相談支援センター、こども未来課と情報を共有する。
- ・退職連絡もなかったり、就職日に就職をしなかったり、しばらく音信不通になったり

する方がいる、支援を中止にせずに寄り添い続けていくことで、その関係構築を大事にしていく。

- ・現場における課題や問題点について、保護受給中の支援対象者は予約相談日を決めても天候や体調不良を理由にキャンセルする場合があります、来所することそのものが難しい、ケースワーカーや就労支援員の協力がとても大事になってくる。
- ・生活困窮者保護受給者も高齢化が進んでいる、年齢が 65 歳以上の場合マッチした求人が少ないことなどが課題となっている。
- ・事業所の求人募集の形態が変わりつつある。場合によってはハローワークではなく、ネットでの求人募集が増加していく傾向にあるため、将来的には紹介状を発行する紹介ではなく、どの求人に応募したのか聞き取りをしていく形になっていくのではないかと推測。
- ・年間支援対象者の目標 180 人に対して、令和 4 年、令和 5 年と、180 人に達していないのが現状。目標達成に影響するので、容易ではないことは承知だが、今年度は達するように、皆様の協力をお願いします。

【こども未来課 追加説明】

- ・児童扶養手当の一部支給停止の適用除外申請について、ハローワーク等の求職活動支援機関の利用証明書を添付し届け出するが、届け出時の聞き取りにおいて収入状況や求職活動状況等を率直に聞き取りできる様式を検討する。
また課題となっているのが、一部支給停止適用除外申請時に、就労の広場にて就職活動を行うことを促しているが、申請者がその場で利用証明書に印鑑を求める場合があるなど就職活動が形骸化している。例えば 2 回来所し、活動を行うことにするなど、運営方法を今年度検討していく。
- ・令和 6 年 5 月 1 日からひとり親の家庭支援の LINE を開始している。チラシにあるように就労支援の部分でも通知をして案内できるような環境がある。6 月の時点では登録者 500 人ある。この LINE で就労の広場の PR ができればと考えている、こども家庭センターと連携を図りながら検討していきたい。

【会長より】

- ・関係者の皆さんで、横のつながりを大事にし、一つの組織として連携し、業務を進めていただきたい。

【その他】

- ・今年度、事業の進捗状況の確認および情報共有を図るため、担当者による作業部会を 9 月と 12 月に開催を検討している。
- ・閉会のあいさつ